

経営者のための学校情報

## 太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 196 号 この資料は全部お読みいただいて 2 分 30 秒です。

### 今回のテーマ： リース取引に関する会計処理について

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、平成 21 年 4 月 1 日以降、通常の賃貸借取引に準じた会計処理が認められなくなります。売買取引として処理しなければなりません。

所有権移転外ファイナンス取引とは、ファイナンス・リース取引のうち、従来から売買取引として処理されていた、所有権移転ファイナンス・リース（譲渡条件付き、またはリース期間満了時における割安購入選択権付きリース、あるいは特別仕様の物件のリース）以外のものを言います。この変更により、すべてのファイナンス・リース取引は売買取引として処理されることとなります。ファイナンス・リース取引が、実質的に分割払いによる売買取引と同じであるという理由からです。

・リース契約のうち、つぎのいずれかに該当するものは、賃貸借取引とされるオペレーティング・リース取引ではなく、ファイナンス・リース取引とみなされ、売買取引の処理が必要になります。

(1) リース料総額の現在価値が、リース物件の現金購入価額の概ね 90%以上のリース契約

(2) リース期間が、リース物件の耐用年数の概ね 75%以上のリース契約

・売買として処理されると、リース資産は固定資産に、未払いのリース料等は負債（未払金・長期未払金）に計上されることとなります。

#### <ファイナンス・リースの会計処理>

区分	現行の処理	変更後の処理
所有権移転	売買取引として処理 リース資産は固定資産に計上	同左
所有権移転外	原則：同上 例外：賃貸借取引としての処理を容認 (ただし、計算書類に注記が必要)	同上 ただし、リース契約 1 件あたりのリース料が 300 万円以下の場合は賃貸借の処理を容認

#### <固定資産として計上する価額>

原則：利子抜き法（リース債務の元本返済額部分、利息相当額部分及び維持管理費用相当額部分に区分し、元本返済額部分を固定資産価額として計上する方法）

例外：利子込み法（リース料総額を固定資産価額とする方法。リース対象資産に重要性が乏しいと認められる場合に限る）

#### <減価償却計算のための耐用年数・残存価額>

所有権移転ファイナンス・リース取引：通常購入した固定資産と同様。

所有権移転外ファイナンス・リース取引：耐用年数はリース期間。残存価額はゼロ。

#### <基本金の組入れ>

リース料の支払いに相当する分（減少した未払金分）は、基本金に組入れる。

### お見逃しなく！

平成 21 年 3 月 31 日以前に契約したリース取引については、従来どおり、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができます。

日本公認会計士協会から実務指針が発表される予定です。